

浄化槽設備設置資金融資の手続きの流れ

内容	対象者	必要書類	備考
融資の申込	申込者→市	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設備設置資金借入申込書(別記第1号様式) ・浄化槽設備等工事の見積書 ・源泉徴収票、所得証明書等所得金額がわかる書類 	
↓			
申込書の審査	市		申込内容の審査
↓			
審査の通知	市→金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設備設置資金借入希望者通知書(別記第2号様式) ・浄化槽設備等工事の見積書(写) ・源泉徴収票、所得証明書等所得金額がわかる書類(写) 	
↓			
内容の審査	金融機関	"	送付書類等により内容の審査
↓			
融資の決定	金融機関→申込者 ----- 金融機関→市	浄化槽設備設置資金融資決定(不承認)通知書(別記第3号様式)	融資の適否の決定
↓			
浄化槽設備等工事	申込者(工事業者)		
↓			
工事完了報告書の提出	申込者→市	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設備工事完了報告書(別記第4号様式) ・工事の施工状況写真 ・請求書(写) 	
↓			
(見積額と請求額が異なる等変更がある場合)			
(融資額等を変更する場合)	申込者→市	浄化槽設備設置資金借入変更申込書(別記第5号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・見積額>請求額の場合、必ず変更が必要 ・見積額<請求額の場合、融資額の増額を希望する場合に提出
(変更申込書の送付)	市→金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設備設置資金借入変更申込書(別記第5号様式) ・(写) 	融資額の変更の場合は、この時点で請求書(写)も送付
(融資額等変更の審査)	金融機関		融資額等変更の可否の決定
(融資額等の変更)	金融機関→申込者 ----- 金融機関→市	浄化槽設備設置資金融資変更決定(不承認)通知書(別記第6号様式)	

↓

工事完了報告書(写)・ 請求書(写)の送付	市→金融機関	・浄化槽設備工事完了報告書 (別記第4号様式)(写) ・請求書(写)
--------------------------	--------	--

↓

融資の実行	金融機関→申込者	浄化槽設備設置資金貸付実行 通知書(別記第7号様式)	工事完了報告書(写)を受理 後、速やかに融資を実行
	金融機関→市		

↓

預託金の支払	市→金融機関	覚書により、融資額に対して5 で除して得た相当額を預託
工事代金の支払い	申込者→工事業者	

【その他の手続き】

融資状況報告	金融機関→市	毎月の融資状況を翌月10日ま でに報告
--------	--------	------------------------

【融資の条件】

限度額	・200万円(1万円単位):公共下水道及び農業集落排水施設予定処理区域内における 供用開始区域外 ・130万円(1万円単位):公共下水道及び農業集落排水施設予定処理区域外
利率	毎年度、市長と金融機関が協議して定める
期間	60月以内
償還方法	元利均等月賦償還、翌月から償還、繰上償還することができる。
延滞利子	年14%
担保・保証人	無担保・無保証人